

# 心身障害者福祉手当 対象の方は申請を忘れずに

「身体障害者手帳1〜2級・愛の手帳1〜3級・脳性まひ・進行性筋萎縮症で20歳以上65歳未満の方」または「身体障害者手帳3級・愛の手帳4級・東京都の難病医療費等助成認定者(申請中の方も含む)の65歳未満の方」で、手当の申請手続きをされていない方は、65歳の誕生日の前々日までに申請手続きをしてください。65歳以上の方は、新規申請ができません。ただし、65歳以上の方でも、平成12年8月以降、65歳の誕生日の前々日までに「所得制限超過・施設入所・江東区に住所がなかった」という制限事由により申請手続きができなかった方で、その後制限事由がなくなった場合、申請できる場合があります。

## 心身障害者医療費助成制度

### 障 受給者証切り替え

9/1(日)

心身障害者医療費助成制度(以下障)は、心身に重い障害のある方の医療保険の自己負担分(一部)を助成するものです。9月1日(日)から障受給者証が新しくなります。更新の対象となる方には、8月末日までに、新しい障受給者証をお送りします。

#### 更新の対象となる方

- ①身体障害者手帳1級・2級(心臓・腎臓等内部障害については3級まで)
- ②愛の手帳1度・2度
- ③精神障害者保健福祉手帳1級(手帳の有効期限が9月以降ある方)
- ④①③のいずれかの手帳をお持ちの重度障害者の方で、所得が所得制限額以下の方(別表「対象とならない方」)
- ⑤生活保護を受けている方

また、所得が別表の所得限度額以上あったなどの理由により受給資格が消滅し、その後制限事由がなくなった方は、あらためて、申請手続きが必要です。なお、申請月が支給開始月となりますので、申請が遅れると受給できる手当額が少なくなります。過去にさかのぼっての支給もできませんのでご注意ください。

#### 障害者支援課障害者福祉係

☎(3647)4952  
FAX(3647)4910

所得制限限度額表(心身障害者福祉手当、心身障害者医療費助成共通)

適用期間		心身障害者福祉手当	心身障害者医療費助成
		8/1(木)~令和2年7/31(金)	9/1(日)~令和2年8/31(月)
対象所得 平成30年中所得			
扶養親族の数	本人および扶養義務者等の所得限度額	20歳以上:本人所得 20歳未満:(手当)配偶者または扶養義務者の所得(医療)世帯主等の所得により判定。ただし、本人が国保の世帯主、または社会保険による被保険者になっている場合は本人所得 ※次のような扶養家族がいる場合には、左記の所得限度額にそれぞれ加算されます。 ・老人扶養親族1人につき10万円 ・特定扶養親族または控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)1人につき25万円 ※医療費・社会保険料(医療費助成は本人のみ)等は相当額を控除	
0人	3,604,000円		
1人	3,984,000円		
2人	4,364,000円		
3人	4,744,000円		
4人	5,124,000円		
5人	5,504,000円		

が消滅した方で、その後制限事由がなくなった場合は、申請手続きを行ってください。

#### 障害者支援課障害者福祉係

☎(3647)4952  
FAX(3647)4910

## 特別障害者手当・障害児福祉手当

### 対象要件該当の方は申請を

区では、国の制度に基づき特別障害者手当・障害児福祉手当を支給しています。対象者の方は申請してください。審査の結果支給が決定されると、申請月翌月分から手当が支給されます。

#### 障害者支援課障害者福祉係

☎(3647)4952  
FAX(3647)4910

手当種類	年齢制限	対象者	手当額
特別障害者手当	20歳以上	重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳以上の方(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度でかつ障害が重複している方。あるいはこれらと同等の疾病・精神障害の方。原則専用の診断書で判定されます)。ただし次に該当する方を除く①施設入所者②病院等に3か月を超えて入院している方。 ※本人および扶養義務者の所得制限があります。 ※原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく手当を受給しているときは、手当額の併給調整があります。	月額 27,200円
障害児福祉手当	20歳未満	重度の障害があるため、日常生活において常時介護が必要な20歳未満の方(おおむね身体障害者手帳1級および2級の一部、愛の手帳1・2度程度の方。あるいはこれらと同等の疾病・精神障害の方。原則専用の診断書で判定されます)。ただし次に該当する方を除く①施設入所者②障害を理由とする公的年金受給者。 ※本人および扶養義務者の所得制限があります。	月額 14,790円

## 建築物防災週間

8/30(金)~9/5(木)

### 地震や火災に備え建物の点検を

建築物の防災対策の推進を目的に、毎年春と秋に全国一斉の建築物防災週間があります。建築物・工作物の所有者・管理者等は、それらを常に安全な状態で維持するよう努めなければなりません。建築基準法に定められている建築物・工作物・付属するブロック塀等を点検し、気かりな点があれば、専門家に相談しましょう。災害による被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するためには、区民一人ひとりの意識と取り組みが大切です。なお、実態把握のため、区職員が伺うこともありますので、その際はご協力をお願いします。

#### 建築調整課建築防災係

☎(3647)9764  
FAX(3647)9009

## 子育て相談(個別&グループ相談)

### 保健相談所はあなたの子育てを応援しています

「子育てが思うようにいかずイライラする」「家族から協力が得られず」「育児と家事でストレスが溜まっている」など、誰にも相談できず、一人で子育ての不安を抱えていますか。保健相談所では、専門相談員による子育てに関する相談を個別とグループで行っています。相談の間はお子さんを別室で保育します。こどもと離れ、一息できる時間を持ちませんか。それぞれの実施方法、日時については、管轄の保健相談所へお問い合わせください。

#### 深川保健相談所

☎(3641)1181  
FAX(3641)5557

#### 深川南部保健相談所

☎(5632)2291  
FAX(5632)2295

#### 城東南部保健相談所

☎(5606)5001  
FAX(5606)5006

## 江東マイタウン就職面接会 in 東陽

9/18(水)

### あなたの街で、仕事との出会い

区では、正社員およびパートタイムの就職面接会をハローワーク木場と共催します。今回は、東陽近隣を中心に江東区内が就業場所の企業10社程度の採用担当者と直接面接ができます。当日は、こうとう若者・女性しごとセンターのキャリアアドバイザーが求職者の就職相談にのる、「おしごと相談室」も出張します。求人企業と求人内容、その他詳細はハローワーク木場のホームページ <https://site.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/jst/kiba.html> をご覧ください。お問い合わせください。

#### 東陽 江東区産業会館第4・6展示室(東陽4-1-18)

時 9月18日(水) 午後1時半~4時(受付は午後1時~3時半)

#### 費用 無料

「持ち物」履歴書(写真貼付) ※面接は複数受けられますので面接を希望する社数分をご用意ください。

#### 申請 当日直接会場へ

☎(3647)8581  
FAX(3647)8442

#### 経済課雇用支援担当

☎(3643)8605